

[表] 平成26年度 家庭用品などによる健康被害のべ報告件数

(上位10品目および総数)

皮膚障害		小児の誤飲事故		吸入事故	
装飾品	39 (35.8%)	タバコ	72 (20.2%)	殺虫剤	258 (24.0%)
時計/ ゴム・ ビニール手袋	各7 (6.4%)	医薬品・ 医薬部外品	51 (14.3%)	洗剤(住宅 用・家具用)	193 (18.0%)
		金属製品	43 (12.0%)	芳香・消臭・ 脱臭剤	97 (9.0%)
ベルト/ スポーツ用品	各5 (4.6%)	プラスチック 製品	39 (10.9%)	漂白剤	79 (7.3%)
		玩具	31 (8.7%)	洗剤(洗濯用・ 台所用)	69 (6.4%)
下着/ めがね	各4 (3.7%)	電池	21 (5.9%)	防水スプレー	42 (3.9%)
		洗剤類	20 (5.6%)	園芸用殺虫・ 殺菌剤/ 除菌剤	各32 (3.0%)
洗剤/ ビューラー	各3 (2.8%)	硬貨	12 (3.4%)	水酸化ナトリ ウム(排水パ イプ用)	27 (2.5%)
		乾燥剤	11 (3.1%)		
漂白剤	2 (1.8%)	食品類	10 (2.8%)	忌避剤/ 消火剤	各25 (2.3%)
総数	109(注) (100%)	総数	357 (100%)	総数	1,075 (100%)

(注) 皮膚障害では、原因と推定される家庭用品などが複数挙げられている事例があるため、報告事例の合計(109件)は、報告事例総数(96例)と異なっている。

●化学物質安全対策室のホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html>

●子どもに安全をプレゼントー事故防止支援サイトー[国立保健医療科学院]

<http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/index.html>

●家庭用品等による急性中毒などの情報[公益財団法人 日本中毒情報センター]

<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>

平成26年度

家庭用品などによる

# 健康被害

病院モニター報告

ー家庭用品などを正しく使用し健康被害を防ぎましょうー



厚生労働省医薬・生活衛生局  
審査管理課化学物質安全対策室

## はじめに

厚生労働省では、医療機関（皮膚科・小児科）および公益財団法人 日本中毒情報センターの協力を得て、家庭用品などによる健康被害情報を収集し、「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を毎年度取りまとめています。

平成26年度の報告では、装飾品、ゴム・ビニール手袋などによる皮膚障害、タバコ、医薬品・医薬部外品などの子どもの誤飲事故および殺虫剤、洗浄剤などの吸入事故による健康被害について、ほぼ例年と同じ発生傾向でしたが、引き続き不適切な使用や保管による事例が報告されています。

家庭用品などを正しく安全にお使いいただくために、平成26年度の報告内容を中心に、専門家が分析した主な留意点を以下にまとめました。

※報告書本文では詳細な事故事例を紹介していますので、併せて化学物質安全対策室のホームページの「家庭用品の安全対策」ページもご覧ください。

# 1 家庭用品などによる皮膚障害

## (1) 結果の概要

- ・皮膚障害の原因となった主な家庭用品などの種類は、**装飾品、時計、ゴム・ビニール手袋、ベルト、スポーツ用品**でした（[表] 参照）。
- ・皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎と刺激性接触皮膚炎が大半でした。
- ・パッチテストの結果では、アクセサリーやベルトのバックルなどによく使用される**ニッケル、コバルト**にアレルギー反応を示した例が多く見られました。

家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因家庭用品との接触によって発生する 경우가ほとんどです。

家庭用品を使用して、接触部位にかゆみ、湿疹などの症状が出た場合には、原因と考えられる家庭用品の使用は極力避け、症状が改善しない場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

また、日頃から自己の体質を認識し、製品の素材について注意を払うことが大切です。



## (2) 報告事例ピックアップ

### 装飾品

- ・ピアスを付けた部位が何度も赤くなる。ネックレスで首が、ベルトのバックルで腹がかゆく、赤くなる。全ての部位で何度も繰り返す（36歳 女性）。



▶ 金属で既往歴がある場合は、他の金属製品にも注意しましょう。

### ゴム手袋

- ・手の湿疹を繰り返し、治療しても2週間前から悪化している（63歳 女性）。



▶ 手袋が体質に合わない場合は、別の素材を使用するよう心がけましょう。

### スポーツ用品

- ・右脚にテーピングをしていたら、皮膚の発赤、むくみ、水ぶくれや強いかゆみが出た（26歳 女性）。



▶ スポーツ用品に使用されている材質が原因となる場合もあり、体質に合わない場合は他の製品を使用しましょう。

### めがね

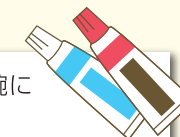
- ・めがねを変えた10日後、耳にかゆみと皮疹が出て、耳の後ろに浸潤のある皮膚の発赤を認めた（61歳 女性）。



▶ 症状がみられた場合には、原因と思われる製品の使用を中止し、早期に医療機関を受診しましょう。

### レジン(接着剤)

- ・工芸用レジン（2液性）に手袋なしで触れたら、顔面や右腕に赤い腫れが生じ、かゆみが見られた（43歳 男性）。



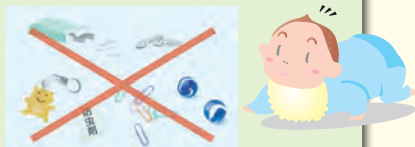
▶ レジンに直接接触を避け、成分の揮発などにより顔などにも症状がみられることがあるので、よく換気しましょう。また、レジンは歯科材料でも使用されていることがあるので、症状が出たことがある場合は歯科治療の際に歯科医に伝えましょう。

## 2 家庭用品などによる子どもの誤飲事故

### (1) 結果の概要

- ・誤飲事故の原因となった主な家庭用品などの種類は、**タバコ、医薬品・医薬部外品、金属製品、プラスチック製品**でした（[表] 参照）。
- ・年齢別では、**6～11か月**が最も多く、次いで1～1歳5か月でした。
- ・亡くなった事例はありませんでしたが、入院などを要した事例が散見されました。

・事故は家族が小児に注意を払っていても発生します。小児のいる家庭では、小児の目に付くところや手の届く範囲には、小児の口に入る大きさのものは置かないようにしましょう。



### 注意!

#### 誤飲時に注意が必要なもの

- タバコ** → ニコチン中毒のおそれがあります。誤飲時は飲料を飲ませないようにしましょう（吸収が早まってしまう）。
- 医薬品など** → 薬理作用で思わぬ健康被害のおそれがあります。
- 電池** → 消化管に穴があくおそれがあります。
- 磁石** → 複数個誤飲したときに、消化管に穴があくおそれがあります。
- 装飾品** → 海外では、鉛中毒で亡くなった事例がありました（平成18年）。

これらを誤飲したことがわかったときは、早めに医療機関を受診しましょう。

### 注目! 子どもによる医薬品の誤飲事故に注意!

- ・子どもの手の届かない、見えない所に保管しましょう。
  - ・服用後はそのまま放置せず、元の安全な場所に片付けましょう。
  - ・特にリスクの高い医薬品については、細心の注意を払いましょう。
  - ・子どもが医薬品を誤飲した場合は、直ちに専門の相談機関に連絡し、必要に応じて医療機関を受診しましょう。
- ※消費者庁（消費者安全調査委員会）発表資料  
消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 子供による医薬品誤飲事故  
[http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/7\\_honbun.pdf](http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/7_honbun.pdf)

### (2) 報告事例ピックアップ

#### タバコ

- ・祖母の車の助手席に座らせていたら、男児が車内の灰皿を開け、タバコ2本分くらい食べ、嘔吐した（1歳2か月 男児）。

▶ 車内は狭い空間なので、子どもの手の届く場所に誤飲する可能性のあるものを置かないようにしましょう。



#### 医薬品

- ・母親が目を離したすきに、母親のハンドバッグの小ポーチを男児が開け、神経系に作用する薬をPTPシートごとしゃぶり、ふらつきなどの神経症状がみられた（1歳11か月 男児）。

▶ 子どもが通常、取り出せないと思われる場所に保管していても誤飲が発生しているので、細心の注意を払い、家庭内にある薬は厳重に保管・管理しましょう。



#### 玩具

- ・ガチャガチャで出した玩具の一部（シリコン製のボタン形のもの数個）を誤飲した（3歳3か月 男児）。

▶ 玩具を口に持って行かないように子どもに教えるとともに、兄弟や友人と一緒に遊ぶ際には、対象外の年齢の子どもが使用することも考えて玩具を与えましょう。



#### 電池

- ・電卓で遊んでいて、電池の蓋が開いて電池を誤飲し、咳こんだ（1歳3か月 女児）。

▶ ボタン電池は、消化管に穴があくおそれがあるので、子どもの目に付くところや手の届くところに放置しないように注意しましょう。また、ボタン電池を誤飲した場合には、時間が経つと取り出せなくおそれがあるため、直ちに医療機関を受診しましょう。



#### 洗剤

6ページの事例を参照。

### 注目! 小さな磁石(マグネット)の誤飲で手術!

- ・磁石は、子どもの手が届かないところに置きましょう。
  - ・磁石を誤飲したと思われる場合には、速やかに医療機関を受診しましょう。
  - ・無くなったり、外れたりした磁石がないか、玩具や部屋を定期的にチェックしましょう。
- ※消費者庁 発表資料  
<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/past/vol/20120308.php>

## 3 家庭用品などによる吸入事故など

### (1) 結果の概要

- ・吸入事故などの原因となった主な家庭用品などの種類は、**殺虫剤、洗剤、芳香・消臭・脱臭剤、漂白剤**でした（[表] 参照）。
- ・年齢別では、**9歳以下**の子どもが最も多く4割程度でした。
- ・製品の形態は、**スプレー式**の製品、液体の製品が大半でした。



- ・使用方法や製品の特性について正確に把握していれば、事故の発生を防ぐことができた事例や、わずかな注意で防ぐことができた事例も多数ありました。製品の使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法を守りましょう。
- ・事故が発生した場合は、症状の有無に関わらず、公益財団法人 日本中毒情報センターに問い合わせ\*、必要に応じて医療機関を受診しましょう。

\*公益財団法人 日本中毒情報センター  
大阪 中毒110番 (TEL:072-727-2499) 365日 24時間  
つくば中毒110番 (TEL:029-852-9999) 365日 9時~21時

### 注意!

#### まぜるな危険

- ・塩素系の洗剤と酸性物質（酸性の洗剤、食酢など）との混合は、有毒なガス（塩素ガス、塩化水素ガス）が発生して非常に危険です。注意して使用しましょう。



#### 靴用、衣類用防水スプレーにも注意

- ・靴用、衣類用の製品による事故が多発しています。使用に当たっては、マスクを着用し、必ず風通しの良い屋外で使用し、周囲に人、特に子どもがいないことを確認してから、使用しましょう。
- ・使用方法、用量などを守って、正しく使用しましょう。



### (2) 報告事例ピックアップ

#### 殺虫剤

- ・ワンプッシュ式蚊取りのロックを女兒が解除し、ボタンを押したところ、自身の眼にかかり、眼の違和感・痛み・充血がみられた（5歳 女兒）。

- ▶ **子どもの手の届かない場所に保管するようにしましょう。使用しないときは、器具の噴射防止ロックをかけるようにしましょう。**



#### 洗剤

- ・トイレのドアを閉めた状態で、塩素系洗剤を使用してトイレ掃除をしていた。途中で洗剤がなくなったので、追加で酸性のトイレ用洗剤を使用したら、呼吸が苦しくなり気分が悪くなった（77歳 女性）。



- ▶ **塩素系の洗剤と酸性物質を混合すると塩素ガスが発生し、吸入すると危険ですので、混合しないように注意しましょう。**

#### 洗剤

- ・男児が洗面所にあったパック型液体洗剤で遊んでいたら、破れて洗剤が飛び散り眼に入り、眼の痛みや充血、まぶたの腫れがみられた（7歳 男児）。
- ・母親が目を離している間に箱を開け、パック型洗濯用洗剤をかじり中身を誤飲したらしく、少し寝た後に嘔吐した（9ヶ月 男児）。



- ▶ **子どもの手の届くところには置かないようにし、使用後は、必ずフタをしっかりと閉めて、決まった置き場所にすぐ戻すようにしましょう。**

#### 消臭剤

- ・トイレの足元に置いていた自動噴射型エアゾールの消臭剤が噴射され、男児の眼に入り、眼の痛みや充血がみられた（8歳 男児）。



- ▶ **自動噴射装置は、人が近くにいる時に突然噴射することがあるので、設置場所に注意しましょう。**

### 注目! 置き型のワンプッシュ式蚊取りの使い方に注意

- ・使用前に取扱説明書をよく読み、噴射する前に、噴射の方向をよく確認しましょう。
- ・子どもが一人で使用しないように注意しましょう。また、使用しないときは誤噴射防止ロックを「LOCK」の位置にして、子どもの手の届かない場所に置きましょう。
- ※独立行政法人 国民生活センター発表資料  
[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20140807\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20140807_1.pdf)

#### 洗濯用パック型液体洗剤に気をつけて!

- ・洗剤は子どもの手の届くところには置かないようにしましょう。
- ・洗剤を使用後は、必ずフタをしっかりと閉めて、決まった置き場所にすぐ戻すよう習慣づけましょう。
- ・使用時以外は、パック型液体洗剤を濡らさないように、気を付けましょう。
- ※消費者庁、独立行政法人 国民生活センター 発表資料  
[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150318kouhyou\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150318kouhyou_1.pdf)